

令和3年（行ウ）第15号 怠る事実の違法確認請求等住民訴訟事件

原告 金城ミツ子 外7名

被告 沖縄県知事

訴 訟 告 知 書

令和3年11月9日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

告知人（被告）訴訟代理人弁護士 池 田



同 高 橋 大



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

告知人（被告）は、被告知人一般財団法人沖縄美ら島財団（以下「被告知人」という。）に対し、別紙当事者目録記載の原告ら被告間における那覇地方裁判所令和3年（行ウ）第15号怠る事実の違法確認請求等住民訴訟事件（以下「本件訴訟」という。）について、訴訟告知をする。

第1 告知の理由

1 原告の請求及び主張（概要）

- (1) 本件訴訟において、原告らは、被告に対し、令和元年10月31日に発生した首里城公園の城郭内の首里城の建築物が全焼する火災事故に関し、
ア 首里城公園の指定管理者に指定されていた被告知人に防火管理上の最善

注意義務違反があった

イ 被告知人は、上記火災事故による首里城公園城郭内の施設である木造建物群の焼失及び施設内において収蔵・展示されていた沖縄県が所有する重要な文化財等の宝物の焼損によって沖縄県が被った損害を全額賠償すべき責任がある

ウ 沖縄県が被った損害額は、少なくとも1億9730万円である

と主張し、告知人（被告）に対し、①告知人（被告）が被告知人に対して損害賠償金1億9730万円及びこれに対する令和元年10月31日から支払済みまで年5分の割合による金員の請求を怠ることが違法であることの確認、そして、②被告知人に対して上記請求を行うことを求めている。

2 訴訟告知の義務及び被告知人らへの影響

(1) 原告らの請求のうち上記1②の請求は、地方自治法242条の2第1項第4号に基づく請求であるため、告知人（被告）は、同請求において損害賠償請求を行うべき相手方とされている被告知人に対し、訴訟告知をしなければならない（同法第242条の2第7項）。

(2) また、仮に、本件訴訟において、損害賠償の請求を命ずる判決が確定した場合には、告知人（被告）は、被告知人に対し、判決が確定した日から60日以内の日を期限として、上記1②の請求に係る損害賠償請求を行わなければならない（地法自治法第242条の3第1項）、判決が確定した日から60日以内に損害賠償請求に対する支払がなされなかったときは、沖縄県は、損害賠償請求を目的とする訴訟を提起しなければならない（同第242条の3第2項）。

3 結語

よって、告知人（被告）は、被告知人に対し、本件訴訟の告知をする。

第2 訴訟の程度

本件訴訟は、那覇地方裁判所民事第2部合議A係において審理されることとなり、第1回口頭弁論期日が令和3年11月16日午後2時00分と指定されている。

以上

附 属 書 類

- | | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 訴訟告知書副本 | 1 通 |
| 2 | 資格証明書 | 1 通 |

別紙

当 事 者 目 録

- 〒901-2201 沖縄県宜野湾市新城1-1-10 奥間アパート202号
原 告 金 城 ミ ツ 子
- 〒900-0006 那覇市おもろまち4-10-28
原 告 石 岡 裕
- 〒900-0021 那覇市泉崎1-17-17 ハウス泉崎405号
原 告 國 場 幸 昇
- 〒905-2171 沖縄県名護市辺野古168-12
原 告 玉 利 朝 輝
- 〒901-0155 那覇市金城5-6-8
原 告 上 原 義 雄
- 〒901-2215 沖縄県宜野湾市真栄原2-25-23
原 告 平 安 座 唯 雄
- 〒903-0804 那覇市首里石嶺町2-60-2
原 告 城 間 一
- 〒901-2215 沖縄県宜野湾市真栄原2丁目3番7-404
ミルコマンション真栄原スカイビュー
原 告 錦 古 里 正 一
- 〒530-0054 大阪市北区南森町1丁目3番27号 南森町丸井ビル6階
徳永総合法律事務所（送達場所）
原 告 ら 訴 訟 代 理 人
弁 護 士 徳 永 信 一

電 話 06-6364-2715

FAX 06-6364-2716

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号

梅田プラザビル10階

弁護士法人穂高

原告錦古里正一訴訟代理人

弁 護 士

葉 狩 陽 子

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2-2

告 知 人 (被 告) 沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕

〒900-0025 那覇市壺川三丁目5番地6 与儀ビル2階

ゆあ法律事務所 (送達場所)

告知人 (被告) 訴訟代理人

弁 護 士

池 田 修

同

高 橋 大 地

電 話 098-834-9820

FAX 098-834-1010

〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川888番地

被 告 知 人 一般財団法人沖縄美ら島財団

上記代表者代表理事 花 城 良 廣

以上